

富士川水系河川整備計画有識者会議規約

(名称)

第1条 本会は、「富士川水系河川整備計画有識者会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会議は、河川管理者である国土交通省関東地方整備局長（以下「局長」という。）が「富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】（案）」を作成するに当たり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 会議の委員は、局長が委嘱する。

2 会議は、別表で掲げる委員及びオブザーバーで構成する。

3 委員の任期は「富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】」が策定されるまでとする。

(座長)

第4条 会議には座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。

2 座長は会議を代表し、会議の円滑な運営と進行を総括する。

3 座長は会議の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。

4 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、局長より委任された甲府河川国道事務所長が招集するものとする。

2 委員の代理出席は認めない。ただし、オブザーバーはこの限りではない。

(公開)

第6条 会議は原則公開とし、会議の公開方法については会議で定める。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部、甲府河川国道事務所に置く。

2 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。

3 事務局は、第4条第3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずるものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、委員総数の2分の1以上の同意を得て行うものとする。

(附則)

本規約は令和7年8月7日から施行する。

富士川水系河川整備計画有識者会議 委員名簿

秋山 信彦	東海大学 海洋学部 水産学科 教授
浅見 佳世	常葉大学大学院 環境防災研究科 教授
大石 哲	神戸大学 都市安全研究センター 教授
大槻 順朗	山梨大学大学院 総合研究部 工学域 土木環境工学系 准教授
岡崎 巧	山梨県水産技術センター 所長
風間 ふたば	山梨大学 名誉教授
絹村 敏美	静岡県土地改良事業団体連合会 専務理事
清水 一也	山梨県土地改良事業団体連合会 専務理事
馬籠 純	山梨大学大学院 総合研究部 生命環境学域 環境科学系 准教授
武藤 慎一	山梨大学大学院 総合研究部 工学域 土木環境工学系 教授
山内 和也	帝京大学 文化財研究所 所長

※五十音順敬称略

オブザーバー

関係県（山梨県、静岡県）